

続 藩財政再考 —— 佐賀藩財政に関する一試論 ——

伊藤 昭弘

筆者は以前、萩藩を素材として「藩財政再考」というタイトルの稿を発表した。¹ 単純な「藩財政＝窮乏」論に対し、従来のな「藩財政」（現代の国や自治体の「一般会計」に相当）の枠組みを脱し、より広い意味での「藩財政」（同じく、「特別会計」をも含んだもの）概念に基づいた検討をするべきで、その場合、従来のな「藩財政」は窮乏していたとしても、新たな「藩財政」でみれば健全な財政運営との評価が可能であることを例示せんと試みた。

ただ最近、こうした先稿の枠組み（執筆時の筆者の理解）に自ら疑問を抱くようになった。極論すれば、先稿での論点は「藩財政は窮乏していたのか否か」ということに行き着く。しかしながら、そもそも何を以て「窮乏」（もしくは、そうでない）と判断するのか。借財が何十万両あれば窮乏なのか。² いや、借財の絶対量ではなく、円滑な資金調達サイクル（例えば渡辺信夫が提示した、「借銀→貢租→廻米→借銀返済」というサイクル³）が破綻した時点だろうか。領国の百姓たちが一揆や逃散などを繰り返し、「領主的収奪」が限界に達した、という段階だろうか。とどのつまり、藩政執行部がそうした令達を出せば、ということだろうか。しかしそれでは、「お上の言い分は全て正しい」ということになってしまう。

過去の筆者の研究を振り返れば、自身は資金調達サイクルの破綻を財政窮乏の指標として重視した。一八世紀前中期の萩藩は、さまざまなかたち

で大坂金融資本との関係を再編成し、主導権の掌握を目指した。しかしそれは大坂金融資本の反発を招き（その現れが空米切手事件）、結局萩藩は彼等の軍門に下ったかたちでの「大坂隷属体制」下において、円滑な財政運営を実現した。⁴

以上のような筆者の認識は、大坂金融資本と結びつけていた諸藩の財政について、一八世紀中頃まではおおよそ当てはまるだろう、と考えている。しかし一八世紀末から一九世紀の萩藩財政をみていくと、ひとつの疑問に行き着いた。萩藩の藩政史料から当該期の令達などをみてみれば、繰り返し藩財政の窮乏が唱えられていることは一目瞭然である。⁵ 藩政執行部内でのような議論が行われていたのか、についても詳細な研究がある。⁶ ただ資金調達サイクルという点に限定すれば、空米切手事件からいわゆる「宝暦改革」開始までよりも悪い時期を、その後の萩藩には今のところ見いだせず、むしろ大坂金融資本との安定した関係を示すような史料さえ遺っている。⁷

こうしたなか、田中誠二の研究⁸に学びつつ、筆者は先稿を完成させた。筆者は、いわゆる「天保改革」から「安政改革」にかけての萩藩（執行部）に資金調達サイクルの危機・破綻という問題意識は存在せず（さらに言えば、根底では「財政窮乏」との認識は無かった可能性もある）、むしろ藩内で過剰に膨れあがった特別会計（「修甫」）をどう扱うのか、という点を最

重要課題としていた、と考えた。この成果から、筆者は藩財政⇨窮乏という理解に疑義を呈するとともに、藩財政状況の正確な把握のためには特別会計の解明（もしくは、その存在を前提とした藩財政・藩政改革の再検討）が必要だと主張した。しかしこうした理解、特に特別会計について、筆者の表現ではあたかも「特別会計⇨へそくり、埋蔵金」といった、現代日本における特別会計についての、一部の国会議員やマスコミの主張と同じになってしまう。特別会計（埋蔵金）を活用すれば財政は悪化しないという、極めて安直な論理である。

むしろ特別会計への注目から論じるべきは、「藩財政は窮乏していたのか否か」ではなく、「藩の資産状況はどうだったのか」であろう。特別会計があったとしても、それも赤字・債務超過であれば藩財政に貢献しない。萩藩の強調すべき点は特別会計の存在ではなく、特別会計に多額の資産が蓄積されていたこと、である。

「藩の資産状況はどうだったのか」という命題を設定したとき、これまでみられたような「借財がこれだけあったから財政窮乏だ」という議論は成立しなくなる。借財の総量がどんなに大きくても、資産も膨大に存在すれば、「窮乏」といえるだろうか。逆に借財の総量が僅かだとしても、資産もほとんど無いような状況は、どうだろうか。すなわち藩財政を検討するにあたって、バランスシートをイメージすることが必要ではないだろうか。もちろん、藩のバランスシート作成など不可能である（だからこそ、「イメージする」である）し、何を資産とするのか、といった問題もある。しかし全体像の把握は困難だとしても、帳簿に掲げられた数字はもちろん、令達類を読み解くことによっても、藩資産（少なくとも、現米金銀や債権は資産とみていいだろう）の存在をかいま見ることではできないのではな

いか。先稿での問題提起を訂正すると、藩における「特別会計の有無」ではなく、「資産の有無」に着目すべきだ、ということになる。

以上の視点に基づき、本稿では、佐賀藩財政について検討する。同藩では、一般会計に相当する部分の収支を詳細に記した「御物成并銀御遣方大目安」⁹⁾（以下、「大目安」という史料が長期にわたって作成され、幸いにも現代に遺されている。「大目安」は、基本的に単年度の一般会計収支帳簿であり、当然ながら前述のバランスシートに類するものではない。しかしながら、その詳細な検討を続けるうち、佐賀藩が有した巨大な資産の姿がこいま見えてきた。

これまでの佐賀藩財政研究は膨大な蓄積がある¹⁰⁾。おおよそ化政期を財政危機の時代と設定し、その克服のため（さらには「封建制再編」などのため）に「天保改革」が実施され、その後の諸改革の成果とあわせ、佐賀藩がいわゆる「西南雄藩」として「薩長土肥」体制の一員となる原動力となった、という理解で共通しているといえるだろう。この理解に従えば、前述の筆者の佐賀藩資産に関する指摘も、「天保改革」後の佐賀藩のことを指している、と思われるかもしれない。

しかしながら本稿では、「天保改革」以前より、佐賀藩は膨大な資産を抱えていたのではないか、という主張を展開する。これは先稿で述べた、萩藩の幕末諸改革に関する、「財政窮乏⇨改革」ではなく、「強大な経済力を、如何にその時の政治課題に即して活用するか」が、幕末萩藩の大きな課題だったのではないか」という主張と論旨を同じくするものであり、換言すれば、天保以前の藩財政の再評価を試みたい。

一、「大目安」概要と繰越銀米の従来評価について

まず、「大目安」について説明しよう。『鍋島家文庫』には、享保一〇（一七二五）、一一、宝暦元（一七五二）、八、一〇、一二、明和元（一七六四）（安政四（一八五七）の各年度（その年の一〇月～翌年九月）の「大目安」が遺っている。そのうち本稿では、続いて遺っている明和元～安政四年の九四年分を中心に検討し、それ以前の分は適宜参照する。

「大目安」は、収入・支出の順に記載される。収入には年貢などの純収入のほか、借銀米や前年度からの繰越銀米が含まれる。一方支出には、藩政支出や藩主家の生活費などの経常支出のほか、借銀米の返済も含まれる。

年度によって違いがみられるのが、収入から支出を差し引いて生じた残銀米の扱いである。享保一〇、一一年は、例えば前者では銀四貫余、米二石余の残銀米が生じ、それは「此年御遺方積前之内余銀余米、御懸硯方江相納申候」と、佐賀藩の特別会計のひとつである懸硯方（詳細は後述）に移され、翌年には繰り越されていない。次に宝暦元年は、収入・支出額が一致し、全く残銀米が計上されていないが、銀の場合は支出項目に「御遺料残銀二付、引分方江被相付候」として三〇一五貫余が計上されており、残分は引分方（これも詳しくは後述）に移されている。また米は、やはり支出項目に「次年御遺料之内二被差出候」として一万三九一六石余が計上され、翌年に繰り越されている。同年の収入項目に「跡年御物成之内分被差出候」として一万三〇九五石余が計上されていることから、この年より前から、残米は翌年に繰り越されていたことがわかる。宝暦八年も、銀一一四四貫が引分方へ移された。残念ながら二年分だけしか確認できない

が、両年とも千貫単位の銀が一般会計から引分方へ移されており、少なくとも両年に挟まれた宝暦二～七年も同様の処理がなされた可能性が高いとすれば、多額の資金が引分方へ蓄積されたとみられる。ここまでの検討をまとめておくと、「享保一〇、一一年～残銀米とも特別会計へ」、「宝暦元、八年～残銀は支出扱いで特別会計へ、残米は支出扱いで翌年へ繰越（宝暦八年は米の繰越なし）」となる。

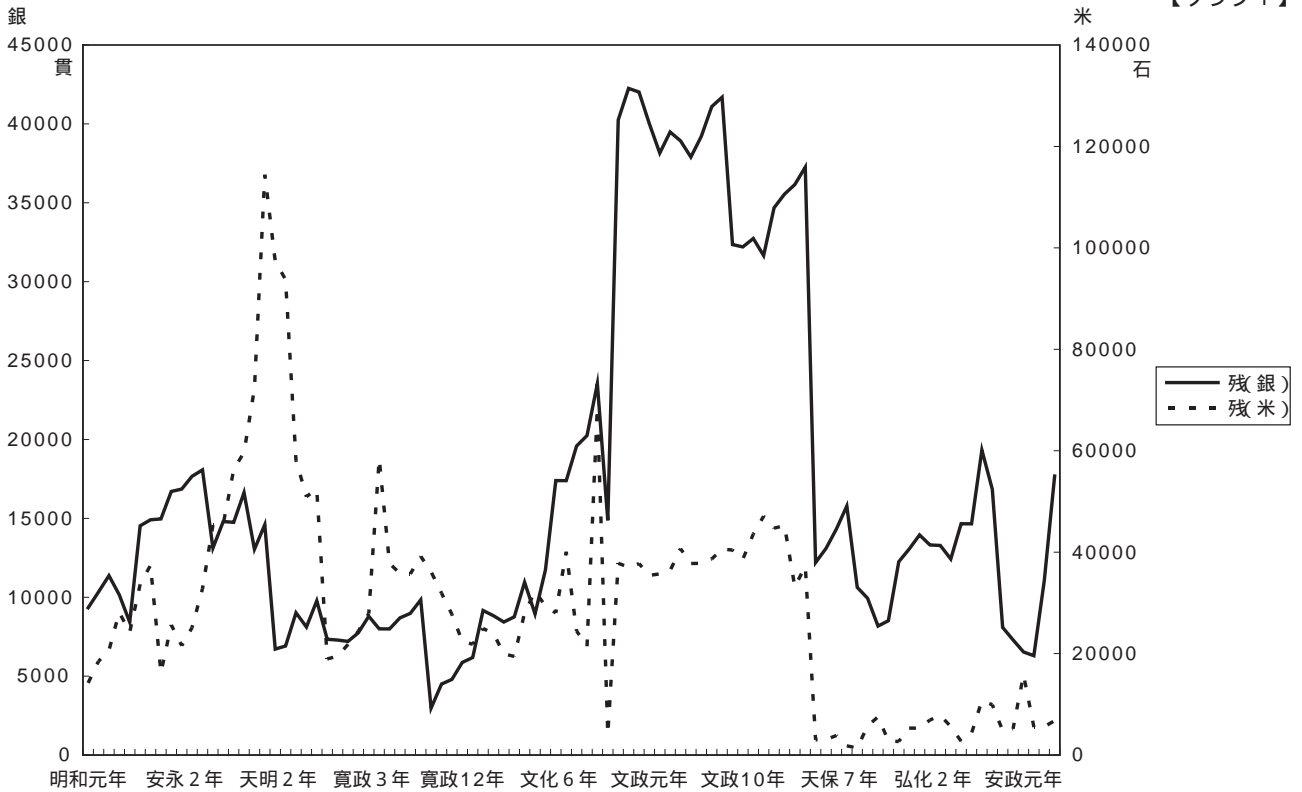
宝暦一〇年になると、残米については宝暦元年と変わらないが、残銀については、大きく異なる。収入から支出を差し引いた上で残銀九六五四貫余を計上し、それは「次年目安書載可仕候」と、翌年へ繰り越されている。同年の収入項目に前年残銀繰越は計上されていないので、こうした処理方式は、この年から採用されたことがわかる。宝暦一二年及び明和元年以降も、残銀は同様の処理がなされた。残米は、宝暦一〇年以前と同様の処理が続いたが、天明元年より残銀同様の処理となった。以下、翌年に繰り越された残銀米を「繰越」とするが、米の場合、天明元年より前の分は、支出項目に計上された翌年繰越分を含めている。

それでは明和元年以降、毎年どれくらいの繰越を計上したのだろうか。グラフ1は、繰越銀米の推移である。一見して明らかのように、毎年多額の繰越を計上し、特に文政期、銀は四万貫を超えている。この数字をみれば、佐賀藩財政は非常に潤沢だったようにもみえるが、これまでの研究史では、あくまで財政窮乏が強調されてきた。

その理由は、繰越の評価である。芝原拓自氏は、繰越銀米について次のように評価され、それが佐賀藩研究のなかで定説と化してきた。

未支出銀米残とは何であろうか。天保初期以前に特徴的な多額な未

【グラフ1】



このように、毎年の繰越銀米に添えられた但書である。このうち傍点部分に芝原氏は注目し、前述のような評価にたどり着いた。

余銀米ニ相成申候、次年目安ニ書載仕差上可申候（傍点筆者）
 但諸役々御遣料残、扱又御借銀御借居并諸渡方滞、都而右之員数

米九万七千三百七拾弍石八斗四升四合

残銀六千七百拾四貫弍百拾三匁五分

米御借居并諸渡滞、都而右之員数次年目安書載」という一文である。これは、例えば

芝原氏はこのように、繰越銀米が多ければ多いほど、「財政上の悪循環」を示している、と評価した¹³⁾。この定説に従い、多くの佐賀藩研究で、繰越銀米の増加（減少）＝財政悪化（好転）、という評価がなされてきた。

こうした評価の根拠は、引用中にもある「但諸役御遣料残、借又御借銀米御借居并諸渡滞、都而右之員数次年目安書載」との但し書つきのものであって、天保九年にはその滞り分の明細までが付紙に記載されている。だから実は、未支出銀米残とは、支出・借銀払などの非円滑・累積を示すだけであって、文政・天保初年ほど財政上の悪循環を強く表示しているのである（傍点原文ママ、傍線筆者）¹⁴⁾

支出銀米とは、総収入が総支出を大きく上まわった残額の表示であり、それはそのまま翌年度の総収入の一部に繰り入れられているから、残額の大きさは、一見それだけ財政的余裕を物語るかにみえる。だが、この残額は、もともと各年とも「但諸役御遣料残、借又御借銀米御借居并諸渡滞、都而右之員数次年目安書載」との但し書つきのものであって、天保九年にはその滞り分の明細までが付紙に記載されている。だから実は、未支出銀米残とは、支出・借銀払などの非円滑・累積を示すだけであって、文政・天保初年ほど財政上の悪循環を強く表示しているのである（傍点原文ママ、傍線筆者）¹⁴⁾

しかしながら、筆者は次のような疑問を抱いた。まず、繰越銀米が多ければ多いほど「財政上の悪循環」を示すような会計処理システムとは、いったいどのような論理で形成されているのだろうか、という点。筆者はどうしても、そうしたシステムをイメージできない（筆者が会計に関して無知なだけかもしれないが）。次に前述の但書、確かに傍点部だけをみれば芝原氏のような評価になるのかもしれないが、その前の部分、「諸役御遺料残」については全く言及されていない。これを素直に読めば、「藩政の諸役が支出した後の残銀米」となり、芝原氏が記すところの「財政的余裕」につながるのではないだろうか。

二、繰越銀米の再評価

こうした疑問を解くために、繰越銀米の再評価を試みたい。まず、「大目安」の構造についても一度確認をしておきたい。前述のように、「大目安」には借銀の借入・返済も含まれている。ただ、借入額はあくまでその年の新規借入のみで、前年までの借入未返済分に加えられる利息は含まれていない。一方で、返済には利息も含まれていることから、単純に毎年の借入・返済額を差し引きして積み上げても、佐賀藩の借財増減の実態には結びつかず、それは別途借銀に関わる「大目安」が作成され、そこで管理されていた。

次に「諸渡滞」すなわち未払銀米だが、

口達

銀壹万六千八百五拾五貫九百八拾壹匁弍分

右は此節差上候安永式年巳十月より同三年午九月迄之大目安向残銀と書載仕置候、右銀之儀御借銀御借居儲又諸渡方相滞候二付、役々より右滞銀高銀藏え書出候二付、銀藏目安前は余銀二相成候得共、一体は御渡不足にて御座候、大目安二ハ細碎書載難仕候二付、此段御達仕置候、以上

申十月廿一日

石井縫殿

これは安永二年「大目安」に添付された一紙史料の記述で、繰越銀米の但書と同様、繰越銀米Ⅱ「財政上の悪循環」論の論拠として引用されることが多い。文意をみると、「銀一万六千貫余は「大目安」に残銀として計上されているが、そのなかには未返済借銀や未払を含み、うち未払については諸役から申告後の「銀藏目安」までは余銀となっている。しかし（「銀藏目安」後Ⅱ残銀から未払を差し引いた後は）支払い不足に陥るだろう」となるだろうか。この史料から、未払についても「大目安」とは別のところで管理・集計され、「銀藏目安」での決算が最終決算、ということになる。しかしながら、「銀藏目安」で決算された形跡は「大目安」には見あたらず、「大目安」に計上された残銀米は、そのまま毎年全額が翌年に繰り越されている。前述の文意でいえば、「余銀となっている」ところまでしか、毎年処理されていないことになる。

何が言いたいかという点、とりあえず「大目安」と未返済借財・未払銀米は分けて考えるべきだ、ということである。「大目安」から未返済借銀・未払銀米の推移は読み取れない（当然、繰越額Ⅱ未返済借財・未払銀米額ではない）し、未返済借財・未払銀米と繰越（「余銀」）の併存は矛盾しない。

表 1

年	収入項目の記載	「残」の但書
宝暦10年	無し	御借銀御借居并諸渡方滞銀相納候ニ付余銀相成申候、次年月安書載可仕候
宝暦12年	跡年大目安ニ書載仕置候御借銀御借居并諸渡方借銀相納、余銀相成候ニ付納	御借銀御借居并諸渡方滞銀相納候付余銀相成申候、次年月安書載可仕候
安永9年	跡年大目安書載仕置候御借銀御借居并諸渡方滞銀等相納、余銀相成候ニ付納	御借銀御借居并諸渡方滞銀其外相納候ニ付、御余銀之躰ニ者御座候得共、右御渡滞銀丈ケ者御不足銀ニ而御座候、次年月大目安書載可仕差上可申候
天明元年	跡年大目安ニ書載仕置候残銀納	諸役々御遺料残、扱又御借銀御借居并諸渡方滞、都而右之員数余銀米ニ相成申候、次年月安書載仕差上可申候
天保8年	跡年大目安書載仕置候残銀米納	諸役所御遺料残、借又諸渡滞、都而右之員数次年月目安山書載仕可差上候
嘉永5年	跡年大目安書載仕置候残銀米納	御參勤片御備・御家中御困米・御国江戸大坂深堀御備銀米、借又諸渡滞其外、都而右之員数次年月目安山ニ書載仕可差上候
安政4年	跡年大目安書載仕置候残銀米納	諸役御遺料残、借又諸渡滞其外、都而右之員数次年月目安山書載仕可差上候

ているが、換言すれば「支払わなければ、余銀のままある」ということになる。この但書は明和元年以降も続き、安永九年に変化する。そこでは、未返済借財・未払銀米に「其外」と付け加えられ、さらに「御渡方滞銀（未返済借銀・未払銀米をあわせた意か）丈ケ」は「御不足銀」である（本来支払うべき、という意だろう）としており、「其外」については「御不足銀」から除外されている。さらに翌天明元年より、芝原氏が引用した但書になる。前述の「諸役御遺料残」が加えられた（安永九年の「其外」に相当か）点と、「御不足銀」などのネガティブな表現が無くなっている点に留意したい。この但書が長年続いた後、天保八年には、未返済借財につ

この点さらに検討したい。次に、繰越銀米の但書の変遷（表1）をみよう。明和元年以降の繰越の起源は、前述のように宝暦一〇年である。同年の但書は、未返済借財・未払銀米にしか言及していない。文意は、「未返済借銀や未払銀米もあるので余銀になっている」となる。「これらを支払えば、無くなる」との意が込められ

表 2 嘉永6年繰越内訳

番号	項 目	銀(貫)	米(石)			
			白米	山白米	米	赤米
1	御家中困米其外		1,814	438		
2	大坂銀主向ニ相懸候御取替筋、於彼地御旧借之内ニ御差引相成候通相決被置候ニ付、上銀手数被相整度相違之米、向送	53				
3	丑より寅、増俵銭銀御取納之内御懸硯方御旧借之筋江御返済用、向送	53				
4	深堀御困米渡滞引付、三家御役備其外	1,113				
5	御困米京都式万五千石御壳捌相成候、備当用	2,115				
6	大坂上米方					73
7	御膳米			65		
8	江戸御備米					945
9	次役石井源右衛門其外より之たし切を、管ニ而向送前		809			0
10	米管調銀	2,047				
11	三ノ御丸御困米		10	4		
12	御献上方	52				
13	丑より寅、諸郷村御戴候様馬渡礼大夫其外取替之管、書載之銀数切管を以請込候様と有之、如斯御座候、追而寅秋銀蔵・我々役目安相立、払方可相加候	1,856				
	合計	7,292				5,162

註：小数点以下は表示せず。「米」の合計は内訳と一致しないが、そのまま記載。

ているものの先送りした未払銀米、5、9、12は、「諸役御遺料残」や支出への備え、ということになる。全てが自由に遣えるわけではないが、銀七二九三貫余、米五一六三石余が、実際に藩のどこかに存在していたことを示している。嘉永五年但書は、こうした状況を的確に表現しているとい

いての記載が消える。ただ、だからといって借財がゼロになった、ということではないだろう。大きく変化するのが嘉永五年である。未払銀米もあるが、「御參勤片御備・御家中御困米・御国江戸大坂深堀御備銀米」と、「備」銀米の存在に詳しく言及している。翌嘉永六年は、繰越の内容が判明する（表2）。番号1、4の「三家御役備其外」、10、11は、特定目的のための備蓄であり、本来はそれ以外に使用できないものの、2、3、4の「深堀御困米渡滞引付」、13は、支出目的が決まっ

表3 天明2年繰越内訳

項目	銀(貫)	米(石)
銀蔵役内残銀向役送り前	14	
新古引合詰之上右同	3,334	
米蔵役内向送り前		69,589
維蔵院様小遣方右同	13	0
龍章院様右同	16	
御側御米方残銀右同	76	
大坂上米方残米右同		27,679
深堀残銀米	0	102
江戸元メ方残銀右同	93	
大坂銀方右同	3,165	
計	6,714	97,372

註：小数点以下は表示せず。

えるだろう。
繰越の内容が判明する年は、嘉永六年のほか、天明二年、天保八、九年の四ヶ年に限られる。そのうち天保九年は、前の引用部分で芝原氏が「滞り分の明細」としたものである。筆者は芝原氏のような理解は採らず、あくまで「資産としての繰越銀米」の内訳として考える。

表4 天保8年繰越内訳

項目	銀(貫)	定銀(貫)	米(石)
御膳米向送り			162
御馬方右同		0	
御米方右同	271		600
十五御茶や臨時向送り			14
御広式向送	17		
右閨月右同	0		
御牧方右同		37	
江戸元メ方右同	368		
右同	100		
仕退元メ方	2,205		
大坂銀方	10,459		
京都納戸	6		
深堀元メ方	2		1,036
銀蔵	2,281	9	
江戸元メ方御国下銀	6		
計	15,720	47	1,814

註：小数点以下は表示せず。

まず天明二年(表3)は銀が「新古引合詰」(新銀・古銀を合わせて、という意だろうか)及び「大坂銀

方」の「向役送り」(来年度への持ち越し)が三千貫以上となっている。前者の詳細は不明だが、後者から、繰越銀米の多くが資金調達の中心地である大坂に蓄積され、必要に応じ、国元・江戸に送金されていたとみられる。米は国元の「米蔵役」で大半が蓄積され、その他大坂廻米の残金が計上さ

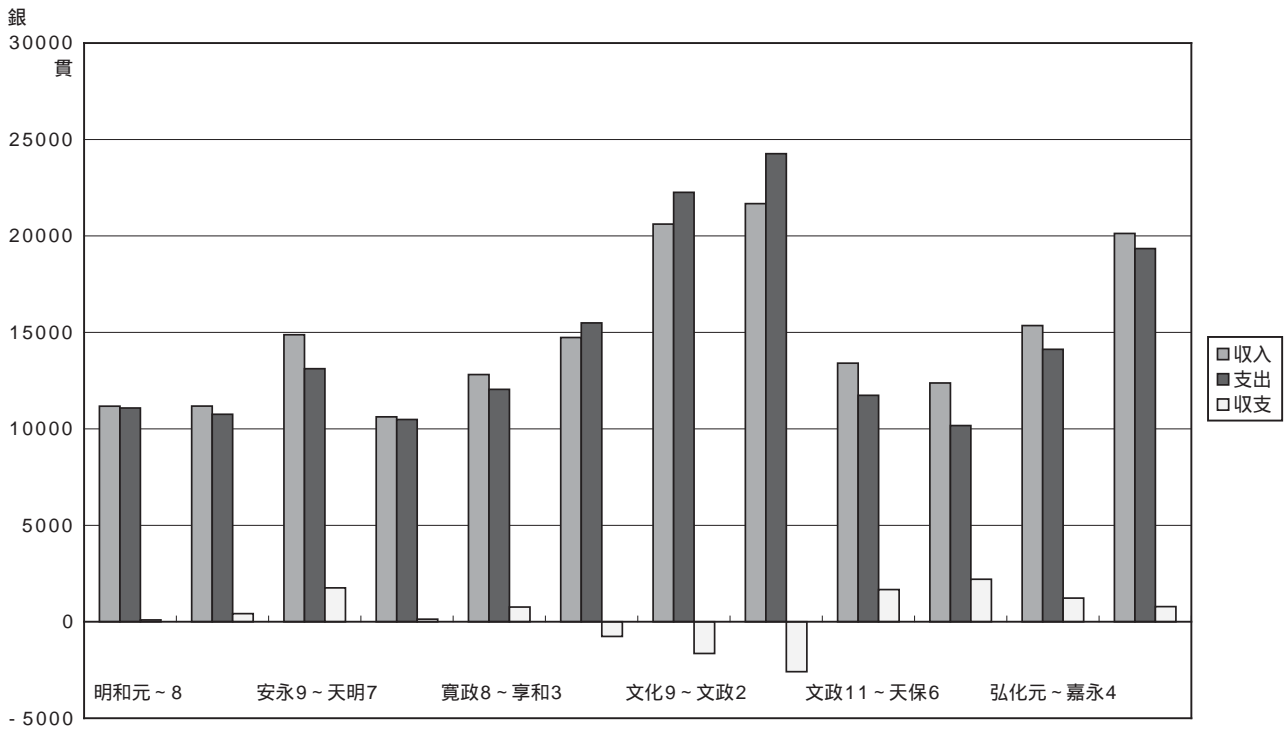
表5 天保9年繰越内訳

項目	銀(貫)	定銀(貫)	米(石)
米蔵			254
御衣裳納戸	0		
御馬方		0	
定姫様臨時			14
御広式	22		
銀蔵	2,382	4	
御米方	120		
仕退元メ方	672		
大坂銀米	5,940		
京都納戸	6		
深堀元メ方	104		936
御牧方		39	
諸整方	1		
御膳米			150
江戸元メ方・亥・子大納戸渡り	13		
江戸元メ方	457		
御納戸・亥秋銀蔵へ	1		
江戸元メ方御国下銀	62		
仕退元メ方右同	507		
右同大坂上銀之前且又元メ方受込ニ加ル	3		
銀蔵・亥・子大納戸渡	254		
右同	7		
銀蔵但御火返方入具ニ付向送り	6		
江戸元メ方御国下銀	6		
計	10,571	43	1,356

註：小数点以下は表示せず。

れている。天保八(表4)、九年(表5)は、両年とも「大坂銀方」が最も多く、「銀蔵」(国元)、「仕退元メ方」(江戸か)の三部局でほとんどを占めており、天明二年の状況とさほど変化していない。ただ残米高が激減しており、その理由は不明である。前述の嘉永六年の事例は、記載内容が異なる(天保九年まではどこにあるか/どこが保有しているか、嘉永六年は何のために蓄積しているか、を記載している)ので、項目の比較はできない。以上みるかぎり、芝原氏その他の先行研究が取り上げてきた「偕又御借銀米御借居并諸渡滞、都而右之員数次年目安書載」は、何度か変化する「大目安」繰越但書のごく一部であり、それだけを以て繰越を評価するのは好ましくない。逆に嘉永五年但書の「御参勤片御備・御家中御囲米・御国江戸大坂深堀御備銀米」のみに注目するという恣意的な方法をとれば、「繰越の多くは備銀米である(それだけ佐賀藩財政は余裕がある)」という評価も

【グラフ2】



可能である。

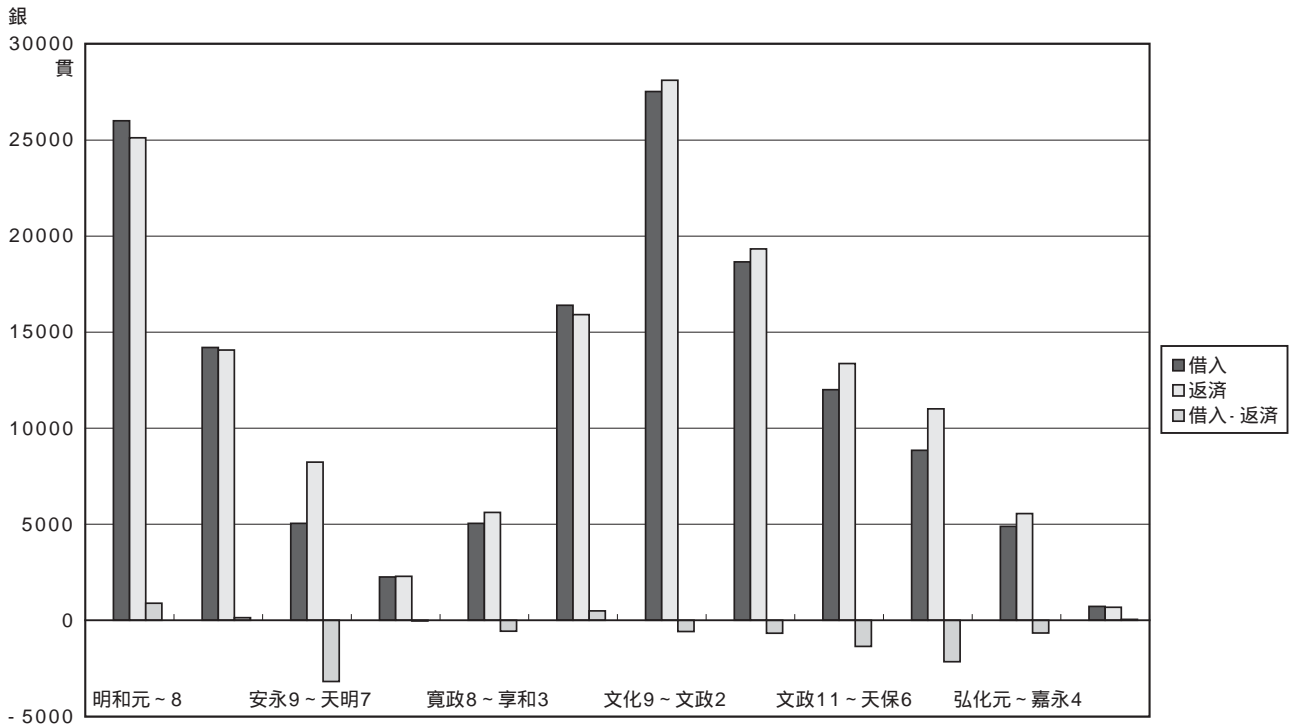
しかし、バランスシートの観点で見れば、「借又…」と「御参勤片…」は矛盾しない。繰越銀米について、前者はバランスシートの右側の視点で捉えた見方（資金をどう調達したか）であり、後者は左側の視点（資金をどう使ったか）に基づいている。そのため筆者としては、繰越は銀米のかたちで佐賀藩の手元にあった資産だった（仮にその調達が借財や未払によるとしても）、と改めて位置づけたい。

三、繰越銀米の分析

本章では、繰越銀米の内実をより詳しく検討したい。繰越の原資は、その但書によれば、藩政諸役所の遣い残り、借銀未返済分、未払分の三つとなる。そのうち未払分の総量やその推移などの概要については、前述の通り「大目安」から把握することはできない。借銀については、その総量はやはり「大目安」では分からないが、繰越との関係（借入―返済がプラスなら繰越増加、マイナスなら繰越減少につながる）は分かる。さらに、前章でも触れた特別会計・引分方にかかる収支項目があり、それを別枠とした。すなわち、毎年の収支を「経常収支」・「借入収支」・「特会収支」（特別会計内の収支ではなく、特別会計と一般会計間の銀米の出入）の三つに分け、それぞれの増減の把握（その総計が、繰越に反映される）を試みたい。なお便宜上、明和元年の期首段階をゼロとする。また、全九四年を八年ごととに一二期に分け（最終期は六年）、各期の一ヶ年あたり平均値を検討する。

まず経常収支の推移をみよう¹⁵⁾（グラフ2）。第一期～第五期、第九期～第

【グラフ3】

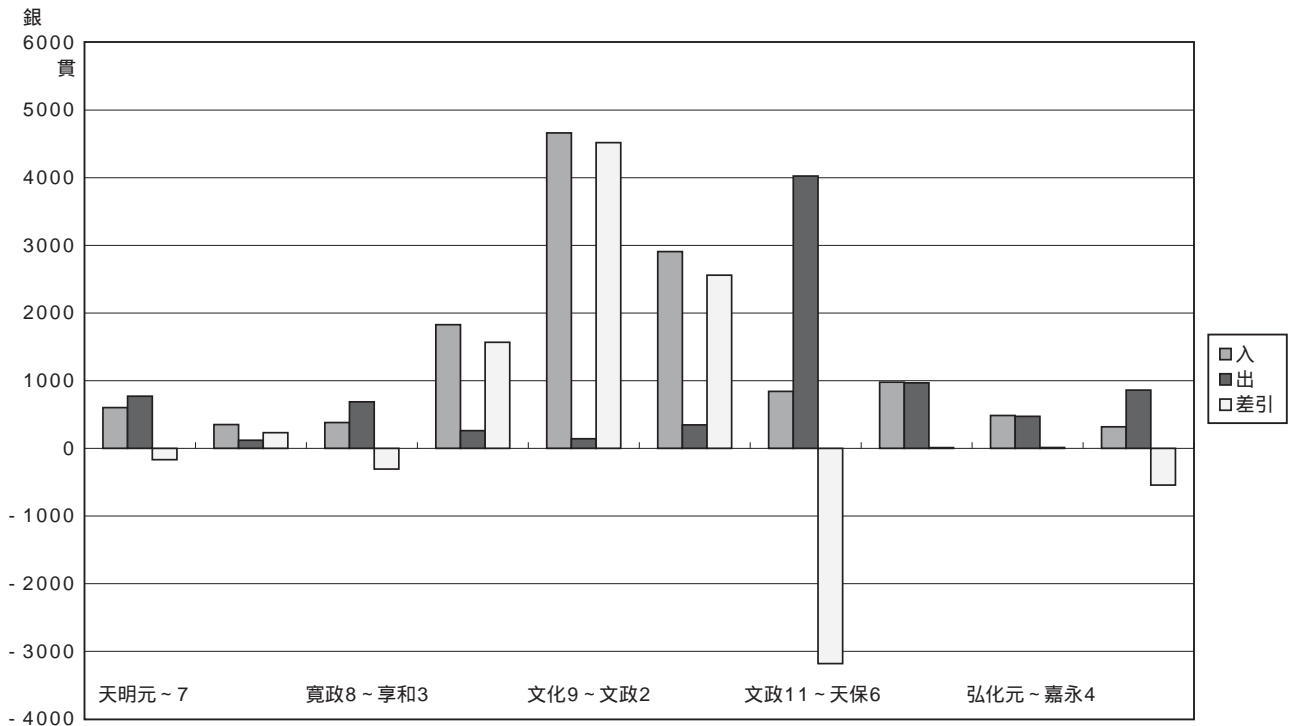


一二期が黒字、間の六、八期が赤字となっている。これは、最初の黒字の時期が治茂、赤字の時期が斉直、後の黒字の時期が直正と、ほぼ藩主の治世期間と一致する。佐賀藩研究において、一般的に治茂は中興の祖として、直正は幕末佐賀藩の中心人物として評価され、一方斉直は、どちらかというところ奢侈・放漫財政といった見方で描かれる（斉直の治世時には、久留米藩との漁場紛争やフェートン号事件、空米切手事件など、多大な出費が生じたとみられる事件が頻発した面もある）。「大目安」經常収支をみ限り、概ね従来の見方と一致した結果となった。

なお、七、八期は収入・支出とも膨らんでいる。これは収入では、翌年の収入を一部繰り上げて記載したり（この分は、翌年の「大目安」で支出として補填がなされているため、翌年支出の増加につながる）、特会のひとつである銀蔵の「備銀」一万三三四貫余を組み込む（文政四年）といった処理がなされたため¹⁶、新たな税源など大きな増収が発生したわけではない。支出は、前述の諸事件のほか、収入繰り上げの処理や、藩札の回収費用一万九八四三貫余（文政四年）といった項目が計上されており、支出全体の増加に結果している。

次に、借入収支を検討する（グラフ3）。再度確認しておくが、この検討結果は佐賀藩借財高とは結びつかない。しかし、經常収支の黒字を何に遣ったか、もしくは赤字を何で穴埋めしたのか、を知るため、さらに「大目安」繰越銀米の内実を知るためには有効である。經常収支の検討により、藩主の治世ごとに傾向が分かれることが判明したが、借入収支の推移も藩主の治世にあわせてみると、治茂期は第二期を除いて返済が借入を上回っている。次に斉直期は、經常収支が赤字だったにも拘わらず、第七、八期で返済が上回っている。直正期も、概ね返済が上回っており、ほぼ全

【グラフ4】



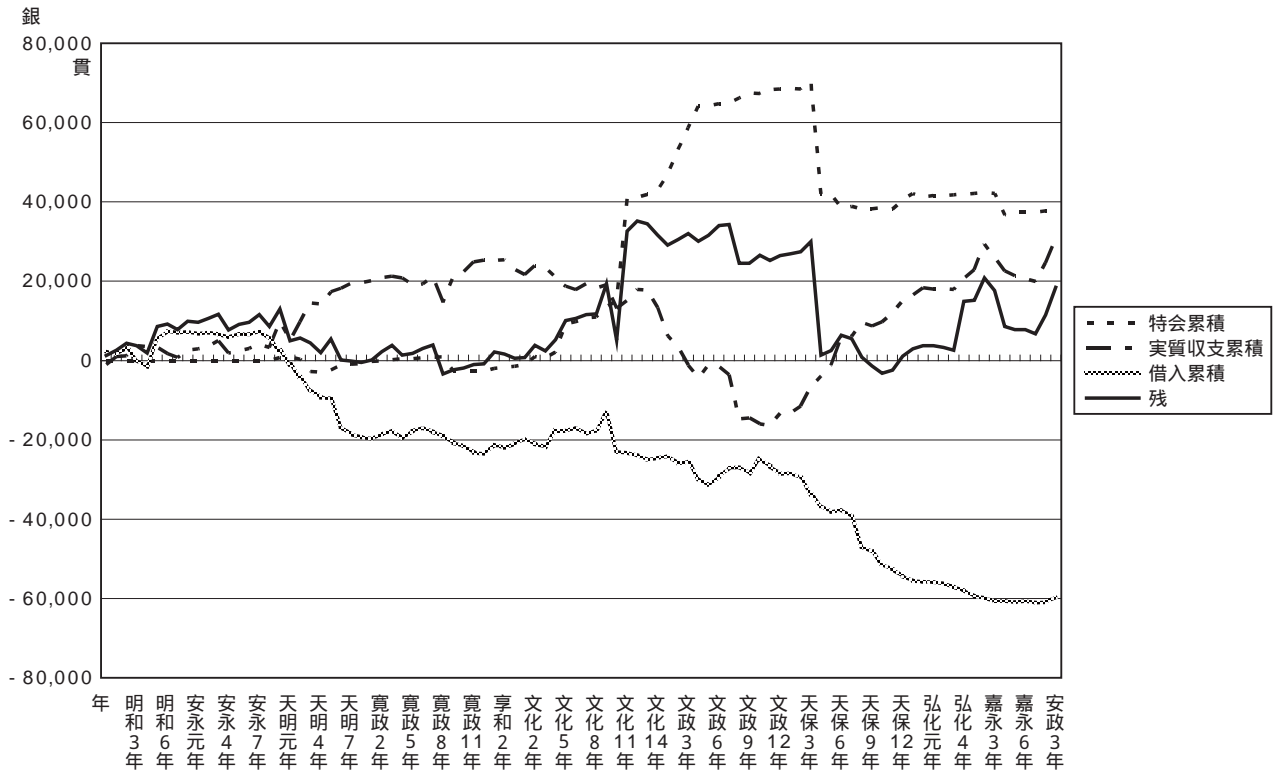
期を通して、過剰に借入に依存した状況は見受けられない。ただし、斉直期は返済が上回っているとはいっても借入が毎年かなりの高となっており、その利子負担は相当のものだっただろう。一方で、毎年それだけの借入が可能だったということは、佐賀藩の信用力の高さを窺わせる。

続いて特会収支をみよう(グラフ4)。特会収支として集計した引分方関連の項目は天明元年から記載されており、第三期の途中からとなる。一見してわかるように、斉直期の「入」(特会→一般会計)と、直正期のうち第九期の「出」(一般会計→特会)の多さが際立っている。

この点、詳しくみてみよう。まず斉直期の「入」の多さだが、具体的には文化一二年が銀二万五六七八貫余(米銀合計)と突出し、さらに文政三～五年は六千貫台で推移している。その理由は不明だが、文化一二年については、大坂で発生した佐賀藩蔵屋敷空米切手事件の翌年である。支出の増加を見込んで、もしくはは事件に乗じて、特会から一般会計へ資金を移した、と考えられないだろうか。一方直正期では、天保五年が銀二万八四三二貫余の「出」となっており、やはり突出している。この年度は、佐賀城二の丸焼失を契機として、いわゆる「天保改革」が本格化したとされる天保六年の大半を含む。直正は改革本格化に際し、一般会計から特会へ資金を移し、自らの裁量で活用できるようにしたのではないだろうか。とりあえずの見通しとして、「入」「出」それぞれ突出した理由を推測しておきたいが、その実証は今後の課題としたい。

最後に、繰越(ここでは、明和元年の期首をゼロとしている)及び経常収支・借入収支・特会収支それぞれの累積の推移を、ひとつのグラフにまとめてみたい(グラフ5)。繰越と特会収支累積の推移が、非常に似通っていることが分かる。すなわち「大目安」繰越の推移は、特会収支に大きく

【グラフ5】



影響されていたのである。借入収支累積は右肩下がりであり、それを経常収支と特会収支で補っている。しかし、くだいようだが、これは佐賀藩借財の減少、とは結果しないことを改めて確認しておきたい。

四、佐賀藩の特別会計

「大目安」繰越の推移に、特別会計と一般会計間の資金移動が大きく影響していたことが、前章の検討で判明した。佐賀藩の特会としては、懸視方が有名である。もともとは、佐賀藩成立当初に小物成収入を藩財政から分離（藩財政は本年貢収入中心）していたが、享保期頃までには、その管理が懸視方に任されている。あえて明確に区別すると、「大目安」で管理された一般会計は「藩財政」で、懸視方は「藩主家財政」といえる。ただ「大目安」をみると、藩財政と懸視方との間では、ほぼ恒常的に資金のやりとりが行われている（藩財政の補填として懸視方資金を移動したり、それが返済されたり、など）。また貞享元年「諸算用方付而申渡覚」¹⁷⁾には、残銀米は小物成方へ移すよう規定されていた。懸視方への移動を明記しているのは、管見では宝暦一一年「御印帳御手頭」¹⁸⁾が今のところ初見であるが、前述の享保一〇、一一年「大目安」の事例から、少なくとも享保期までには懸視方が成立し、一般会計の残銀米を受け入れたことがわかる。ただ、前述の通り、宝暦元、八年「大目安」では残銀を引分方に移しており、「御印帳御手頭」の規定と一致しない。この点、後述したい。

小物成という恒常的な収入源を保持している以上、また一般会計の残銀米を蓄積した時期があったこともあり、懸視方は佐賀藩最大の特別会計とみていいだろう。この点は、これまでの佐賀藩研究でも再三言及されてい

る。ただ本稿では、懸視方についての分析は行わず、前章までの検討により、宝暦元・八年の「大目安」の残銀を受け入れていたこと、一般会計との資金移動が、一般会計の繰越銀米の推移に大きく影響したこと、の二点が判明した引分方について検討する。

引分方の初見は、管見の限りでは前述の宝暦元年「大目安」である。続く宝暦八年「大目安」には、資金移動の項目のほか「引分方江被相付置候諸郷拝借米取立米不足二付、御蔵方々被差出候」として支出米一万四六一石余が計上されている。藩による貸付（拝借米）と引分方の関係については、明和四年「御仕組八ヶ条」¹⁹にも「引分方被相付置候諸郷拝借取替銀、一切可被相捨候事」という記述があり、引分方は、佐賀藩が保有していた家臣・領民に対する債権の管理を担っていたとみられる。また前引の宝暦八年「大目安」の支出項目から、引分方による債権回収が滞った場合には、一般会計から補填されていたことがわかる。

そのほか「大目安」では、天明二年の支出項目に

一 銀八千百貳拾三貫貳百貳拾貳式分

米壹万七七百拾石九斗六升壹合

但寛延三年午從十月明和九年辰九月迄諸筋江取替ニ被差出置候銀米、引分方出替を以年々向送り相成居候処、依御吟味出切ニ被仰付候

とある。但書について、本稿では「一般会計から支払うべき銀米を引分方が立て替えていたが、今回吟味により一般会計から引分方へ、立て替え分を返済するよう命じられた」と理解したい。また天明七年の支出項目に

は、「引分方役内諸滞年々向送り相成居候米、御改革二付出切ニ被仰付候」として米五七一二石余が計上されており、引分方には、一般会計の未払を補填する機能もあったと考えたい。²⁰ただ、こうした「諸滞」の「出切」とされる支出は、兩年以外には見受けられない。繰越の但書にあった「諸渡方滞」は、この一般会計未払を指している、とも考えられるが、今のところは確証がない。

また「諸滞」について、「泰国院様御年譜地取」天明四年の記事には「乍然御仕組初江江戸・上方仕送を初、其外太総之諸滞銀米有之」（傍線筆者）とある。「諸滞」＝未払銀米とは、例えば佐賀藩と取引関係にある商人など藩の外部に対してではなく、一般会計から「江戸・上方」ほか諸役所へ渡す銀米という、藩内部で生じた未払であることがわかる。²¹

「大目安」以外の史料では、明和九年「御改正御書付」²²に、「郷普請方・引分方・家中御馳走方・切地方・祠堂銀方は、以前無之新儀之役所二候、右之内引分方・出米方は先以只今之通ニ差置」とされている。「新儀之役所」とあり、この段階では比較的新しい組織だったことがわかる。またこのとき諸役所の再編が行われたが、引分方は対象外だった。

「泰国院様御年譜地取」天明元年の記事では、藩政諸役所を「現銀米取扱諸役を引請、要之役筋」、「銀米出入之儀は、是迄之通郡目付立会候」、「現銀米之取扱不仕、帳面之取結迄」の三種類に分類しているが、引分方は「現銀米之取扱不仕、帳面之取結迄」に、郷普請方・御石火矢方・御火矢方・代官・検者・御馳走米方・差分地方・祠堂銀方とともに分類されている。実際の現銀米出納は行わず、帳簿上のみで資金の出入りを管理していたことがわかる。恐らく引分方保有の銀米は、国元・大坂・江戸の各所で蓄積（各所で蓄積された米銀に、一般会計分・引分方や懸視方など特会分があつ

た)されていたと考えられる。²⁴⁾

以上が、引分方に関する現段階での筆者の分析であり、今後より史料の博搜に努めなければならない。ここでは引分方を、「多額の銀米や債権を(帳簿上)管理した特別会計」と位置づけたい。また、最後に触れておきたいのが、引分方と懸硯方の関係である。繰越銀米の取扱について、規定では小物成方―のち懸硯方へ移すよう明記されていたが、前述の通り、宝暦元、八年の「大目安」では、繰越銀が引分方へ移されていた。引分方が「帳簿上でしか銀米を取り扱わない組織」とされていた点とあわせて筆者が推測するに、引分方と懸硯方は、実態としては一体化していたのではないか。例えばそのため直正は自身の藩政改革を本格化させる際、引分方へ多額の資金を移したのではないか。今後の見通しとして、以上の点、記しておきたい。

おわりに

本稿のサブタイトルに「一試論」と付けたのは、関係史料が少ないために全容解明が困難な引分方について、佐賀藩特別会計のひとつとして定義した場合、「大目安」を通して佐賀藩財政はどのような姿にみえるのか、という試みである、との意を込めている。ただし例えば繰越銀米について、従来通りの理解が正しいとの論理的な反論があれば、本稿は全くの空論になる可能性もある。諸氏のご批判を仰ぎたい。

しかし前述のように、筆者はどうしても、翌年への繰越銀米が多ければ多いほど財政悪化を示すという会計処理、またその下での具体的な資金の流れが想定できない。繰越銀米の増加要因は、借入や未払だけでなく、経

常収支の黒字も含まれるからである。また筆者の試論であれば、引分方と一般会計の関係、両者間での資金の流れは明確だと思う。従来の理解の場合、例えば文化一二年の引分方↓一般会計、天保五年の一般会計↓引分方の多額の資金移動は、どのように説明されるのだろうか。

誤解の無いように改めて強調しておきたいが、「大目安」の繰越、及び懸硯方・引分方など特別会計に莫大な資産があった(と筆者が考えている)ことと、佐賀藩が多額の借財・未払を抱えていた(らしい)ことは全く矛盾しない。これまでの研究は、バランスシートの観点が欠けていた。

また藩の借財といえは、「財源不足を補填するため」というイメージが強いだろう。しかし佐賀藩において、例えば宝暦一〇年の「大目安」をみると、財源不足額を遙かに上回る借入を計上しており(この年の財源不足(借銀返済含む)銀一万貫弱に対し、借入は約一万九千貫に達し、差引九六五四貫余の繰越銀が発生した)、「財源不足を補填するためのやむを得ない借入」というより、「積極的な資金調達」と筆者には思える。²⁵⁾ そう考えると、借財の増加自体はやはり藩財政窮乏の指標たり得ず、藩の資産運用・蓄財・投資といった側面も考慮して、総合的に藩財政をみる必要がある。藩によつては、大坂金融資本などから低利で資金調達し、それを領国などで運用したところもある。筆者が先稿で検討した萩藩は、まさにその典型かもしれない。また例えば佐賀藩の藩主斉直の時代のように、毎年多額の借入がみられる場合、従来はネガティブな評価がなされたであろう。しかしこれも、裏を返せば毎年多額の資金を調達できる安定したツールを有していた、とも解せる。

推測するに、明治維新の基点として天保改革を位置づけ、その積極的評価を行うためには、それ以前の藩財政窮乏が前提としてあるべきだとい

先入観が、ややもすれば存在したのではないだろうか⁽²⁶⁾。確かに、斉直期の藩財政は支出増加により苦しい状況にあり、それが直正期に改善された。しかし、それは単年度収支の問題であって、藩の財務構造もあわせて考慮し、総合的な評価を下すべきである。筆者からすると、多額の繰越銀米や、特別会計に蓄積された資産の存在を前提とすれば、佐賀藩は天保期以前より、すでに強大な経済力を持ちつつも、その運用において、藩政Ⅱ「外向」と藩主家Ⅱ「側」との間で綱引きがなされていたようにみえる。

やや飛躍した話になるが、筆者は近世社会の到達点が明治維新・近代化と考えている。近世における政治・経済・社会の蓄積の上に、近代国家が成立した、と。藩財政に限定すると、天保以降の「改革」によって突如藩財政に余裕が生まれた（それを軍事などに転用）のではなく、長きにわたって（筆者は一八世紀中頃の大阪金融市場再編・諸藩の「国益」思想がその端緒と想定している）蓄えられていた経済力が、幕末の危機的状況に活用されたのではないだろうか。

また、本稿の「試論」が仮に正しいとして、佐賀藩で注目すべきは、資産を蓄積していたにも拘わらず、特に化政期には恒常的に「藩財政窮乏」を前提とした政策がすすめられた点である。この点、藩政執行部が資産の存在を（ア）そもそも認識していなかった、（イ）認識しつつも、藩財政は窮乏していると考えた、（ウ）認識しつつも、別の政策目的があった、という三つの状況を筆者は想定している。

（ア）の場合、藩の資産は藩政執行部すら把握し得ないほど秘匿された、もしくは複雑に入り組んでいた、さらには触れることが忌避される存在だった、ということだろうか。（イ）の場合は、これは現代の国家・自治体財政を考える際にも目立つ意見だが、藩政執行部があくまで借財の総額を

問題としていた（資産がいくらあろうと、借財がこれだけあるから大変だ、という論理⁽²⁷⁾）、もしくは単年度収支のマイナスを問題としていた（この場合、資産の存在と財政改革は矛盾しないが、「藩体制の危機」などというオーバーな状況ではない）、ということになる。

（ウ）の場合である可能性も高いだろう。例えば藩政初期、藩財政窮乏を理由に家臣の給地を削減したり蔵米制に移行するなどし、藩体制の強化を実現した、という事例はよく見受けられる。「藩財政窮乏」は、反対勢力が生まれにくい（抗しがたい）、まさに「錦の御旗」ではなかったか。今後の藩政史は、藩政執行部の藩財政に関する認識が、この三つのうちのどの状況下（他藩では、（エ）資産がない、も設定すべきか）にあったか、を検討する必要があるのではないだろうか。

【註】

（1）伊藤昭弘「藩財政再考―萩藩を事例に」（『ヒストリア』二〇三号、二〇〇七年）。
 （2）吉永昭氏は、一九五四年に発表された論文にて既に「借入金が現実の領主権力にとってそれがそのまま財政危機と単純に直接して考える事は危険である。借入金が権力の下でその支配の再生産に現実プラスとなっていると云う意味が大切なのである」と指摘されている（吉永昭「藩財政についての基礎的研究（下）」『史学研究』五七号、一九五四年）。しかしながら、その後の藩政史・藩財政研究をみるかぎり、この重要な指摘は全くと言っていいほど生かされていない。

（3）渡辺信夫「幕藩制確立期の商品流通」（柏書房、一九六六年）。

（4）伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」（『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年）。

（5）例えば山口県文書館編『山口県史料』近世法制上下（山口県文書館、一九七六年）をみれば、萩藩において繰り返し「藩財政窮乏」が令達のなかで主張されていたことがわかる。

（6）田中誠二「萩藩後期の藩財政」（『山口大学文学会志』四九号、一九九九年）。

- (7) 「長州諸用帳」(山口県文書館蔵『毛利家文庫』政理一〇七)。なおこの史料を用いて同藩と大坂金融資本の関係を論じた研究として、荒武賢一朗「幕末期における大坂商人と西国諸藩―鴻池市兵衛と政治状況」(『明治維新史学会報』四一号、二〇〇二年)がある。
- (8) 田中誠二「萩藩天保期の藩財政」(『山口大学文学会志』五一号、二〇〇一年)、「萩藩後期の経済臣僚たち」(『瀬戸内海地域史研究』九号、二〇〇二年)、「萩藩天保期の借銀をめぐって」(『古代・近世の中国地方における採鉱冶金に関する総合的研究』(科研成果報告書)、二〇〇四年)。
- (9) 鍋島報効会蔵(佐賀県立図書館寄託)。史料引用や財政関係の数字について、特に典拠を記していない場合はすべて「大目安」に拠る。
- (10) 本稿と関わる研究のみ掲げる。芝原拓自『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房、一九六五年)、長野暹『幕藩制社会の財政構造』(大原新生社、一九八〇年)、藤野保「財政構造のメカニズムと危機の進行」(藤野保編『統佐賀藩の総合研究』第二章第一節第二項、吉川弘文館、一九八七年)、高野信治「財政危機の進行」(『統佐賀藩の総合研究』第三章第四節第二項)、木原薄幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)。
- (11) 同年度の支出項目に、引分方が管理する債権の回収不能分補填のため米一万四六一石余が計上されている。筆者は残米がこれに充てられたのではないかと推定している。
- (12) 芝原『明治維新の権力基盤』。
- (13) 繰越銀米については、長野暹氏がより詳細な検討の必要性を提起されたが、その後の佐賀藩研究で生かされていない。長野『幕藩制社会の財政構造』。
- (14) 念のために記しておく、これが当時佐賀藩の資産総額、ということではない。表2～5はあくまで一般会計で把握されている資産であり、膨大に存在したと筆者が考えている特別会計の資産は別である。
- (15) 「大目安」収支の詳細な分析は、長野『幕藩制社会の財政構造』を参考にした。また米で記載された収入、支出項目は、「大目安」から算出(売米代銀÷売米高)した米価で銀換算し、合算した。
- (16) これだけの巨額な資金を放出できた事実は、佐賀藩財政の底力を示している。
- (17) 『鍋島家文庫』三三四―四。
- (18) 『鍋島家文庫』三三〇―一。
- (19) 『鍋島家文庫』三一九―一四。藩政改革の建白書。
- (20) この点は、長野『幕藩制社会の財政構造』が既に指摘している。
- (21) 『佐賀県近世史料』第一編第五卷(一九九七年、佐賀県立図書館)。
- (22) この点は、既に高野「財政危機の進行」が指摘している。
- (23) 『鍋島家文庫』三二六―四六。
- (24) そのため例えば繰越銀米内訳で、天保八年(表4)と天保九年(表5)を比較した場合、「大坂銀方」の減少が目につくが、こうした増減が必ずしも「大坂銀方」自体が保管している銀米の減少にはつながらないとみられる(一般会計から特会へ、保有主体が移っただけかもしれない)。
- (25) この点は、前掲の吉永氏の指摘と大きく関わる。
- (26) 天保改革・明治維新とは直接関わらない研究だが、藤野保氏は近世中期佐賀藩の財政について言及した論文において、「本稿での財政構造分析は、それ自身の解明を目的としたものではなく、藩政改革の必然性を明らかにするため分析したものである」と明言されている(藤野「財政構造のメカニズムと危機の進行」)。藩政改革研究が主眼な以上、やむを得ないかもしれないが、藩政分析が藩政改革分析に従属してしまったことで藩財政の実態がみえにくくなった感がある。「はじめに」でも述べたが、財政改革を標榜した藩政改革が実施されても、イコール藩財政が窮乏し、その改善を藩政執行部がプライオリティにしていたとは限らない。
- (27) 「はじめに」で述べたように、財政を考える上で筆者はこうした見方に全く賛同しないが、現代でも「国の借金**兆円をどう返すのか」という議論がよくなされている以上、江戸時代の藩政執行部が同様の認識にあった可能性は否定し得ない。ただその場合、資産を借財返済に充てる以外は、資産が有りながら財政改革・収支改善が実行されることとなり、極論すれば領民には重税・臨時課税、家臣には大幅な給与削減、債権者には債務不履行などの負担を与えつつ、結果的に藩のバランスシートだけが改善していくこととなる。

(佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授)